

賃金不払残業（サービス残業）や過重労働など
でお悩みの方は、

労働基準監督署に ご相談ください

お近くの

労働基準監督署とは、労働基準法や労働安全衛生法など、労働者を保護するための法令に基づき、事業場に対する監督及び労災保険の給付などを行う、厚生労働省の第一線機関です。

労働基準監督署には、労働基準監督官が配置されており、皆様からの相談や、事業場における法令違反の申告（労働基準法第104条）に対応します。内容によっては実際に事業場を調査し、法令違反が認められた場合には、是正に向けて指導します（監督指導）。

→ 労働基準監督官は以下の権限に基づき、事業場を調査します



☑ 調査のため、事業場の帳簿書類を確認したり、従業員などに尋問したりすることができます。（労働基準法第101条）

☑ 立ち入りや調査を拒んだり、妨げたりした者は、労働基準法により処罰される場合があります。（労働基準法第120条）

☑ 重大・悪質な事案については、強制捜査を含む司法警察権限を行使します。（労働基準法第102条）

調査の際、相談者の了解を得ずに、相談があったこと及びその内容を事業主に伝えることはありません。労働基準監督官には、職務上知り得た秘密をもらしてはならないという義務があります。（労働基準法第105条）

→ 毎年、多くの事業場で労働基準関係法令違反が是正されています

大阪労働局管内の労働基準監督署は、平成28年に計6,524件の定期監督指導等(※)を実施し、うち4,641件(違反率:71.1%)の労働基準関係法令違反が認められ、是正指導を実施しました。特に多かった違反が、「違法な時間外労働」1,832件、「割増賃金の不払い」1,108件、「健康診断の未実施」1,014件、という結果でした。

※ 定期監督指導等とは、定期監督（年度計画に基づいた監督指導）及び災害時監督・災害時調査（労働災害の原因究明と再発防止を目的とした監督指導）を指しています。

★「ワンポイント！労基法シリーズ」は、大阪労働局ホームページにも掲載しています。

http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/onepoint.html

